

令和3年9月10日

保護者・地域の皆様

金沢市教育委員会  
教育長 野口 弘

「まん延防止等重点措置」の適用再延長に伴う感染症対策へのご協力について  
(令和3年9月10日時点)

保護者・地域の皆様におかれましては、平素より本市の教育活動にご理解・ご協力を賜り、ありがとうございます。

さて、各学校では徹底した感染症対策を講ずるとともに、子供達の健やかな学びの保障や心身への影響等の観点を踏まえ、学校ならではの学びの継続に取り組んでいるところですが、金沢市における「まん延防止等重点措置」の適用再延長を受け、下記のとおり対応するよう金沢市立小・中学校に通知したところです。

学校内での感染拡大防止に向け、子供達の学びを止めないためにも、下記の点についてご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。

記

1 基本的な感染症対策の徹底

- ・毎朝体温測定、健康チェックを行うようお願いします。
- ・自宅で検温し、発熱等の風邪症状がある場合は、登校しないようお願いします。同居の家族に風邪症状が見られる場合も登校しないようお願いします。また、発熱がなくても、普段よりも体調が悪く感じたら、登校を控えてください。その場合「欠席」とはせず、「出席停止・忌引等」の対応をとります。
- ・学校では、登校時に、玄関前で教職員が検温結果を書いた表を確認する等、健康状態を把握します。
- ・登校したら、まず手洗いを行うよう指導していきます。なお手洗いが、できない場合は手指の消毒等を行います。
- ・学校においては、手洗いや咳エチケット、換気といった基本的な感染症対策を徹底します。
- ・感染拡大リスクが高い「3つの密(密閉・密集・密接)」を避け、身体的距離を確保するといった感染症対策を警戒度を上げて、取り組んでいきます。
- ・密閉を回避するため、気候上可能な限り、常時換気に努めます。

2 学校における通常授業等の継続について

- ・感染症対策を徹底し、通常の授業を継続します。ただし、「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」など感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い活動は、9月30日(木)までの期間は、行わないこととします。
- ・水泳の授業は、今年度については、行わないこととします。
- ・学校給食(昼食)時には、食事の前の手洗い(必要に応じて手指消毒)を徹底し、机を向かい合わせにせず、食事中は会話を控える等の対応をとります。

### 3 出席停止等の取扱いについて

- ・児童生徒等の感染が判明した場合又は児童生徒等が感染者の濃厚接触者等に特定された場合には、学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置をとります。
- ・感染状況から不安を感じて登校を控える場合には、家庭の御事情を伺ったうえで、欠席とはしないなど柔軟に対応することができますので、学校にご相談ください。

### 4 臨時休業等の措置について

- ・学校で感染者が確認された場合は、保健所の調査が行われる間、学校全体の臨時休業を実施します。その後、保健所による疫学調査の結果により、学級閉鎖や学年閉鎖の実施、学校全体の臨時休業の延長、あるいは濃厚接触者等のみの出席停止などの必要な措置を講じます。
- ・臨時休業の措置を行った場合、速やかに学校の対応について、一斉配信メールや学校のホームページ、または文書配付、担任からの電話連絡等で伝えますので、確認をお願いします。

### 5 今後の感染拡大に伴い、臨時休業となった際の学習保障について

- ・児童生徒の学びを止めないために、オンライン授業等により学習指導等を行いますので、Wi-Fi環境の整備等が必要な場合は、ご協力をお願いします。なお、家庭の事情や通信環境において、不安等がある場合は、早急に学校にご相談ください。

### 6 校外の学習活動について

- ・9月30日(木)までの期間に予定している泊を伴う学校行事は、期間外に延期、もしくは中止とします。
- ・遠足・社会見学・運動会等については、時間を短縮したり、感染リスクが高い活動は避けたりするなど、学校の実情や児童生徒の実態等に応じた対応を行い、校長の判断により、実施することも可能としています。詳細については、学校だより等でご確認ください。

### 7 部活動等について

- ・感染及びその拡大のリスクを低減させながら、なるべく個人での活動とし、少人数で実施する場合は十分な距離を空けて活動します。
- ・活動を行うに当たっては、活動場所を学校内等、日頃活動している場所に限定し、活動内容は精選し、平日は1時間程度の活動にとどめるとともに、休日の活動についても必要最低限の内容で2時間程度とします。
- ・9月30日(木)までの期間中は他校との練習試合、合同練習等は行いません。

### 8 その他

- ・児童生徒が医療機関等においてワクチン接種を受ける場合は、「欠席として扱わない」など柔軟な対応をとります。
- ・学校外の私的な活動や交流等に際して、参加する活動や利用する施設等が業界別ガイドラインを遵守しているかどうか等の観点も含めて、活動に際しては、慎重に判断するようお願いします。
- ・お子様やご家族が、PCR検査等を実施することになった場合には、速やかに連絡をお願いします。
- ・感染症に対する不安や恐怖心から陥りやすい、感染者、濃厚接触者等とその家族に対する誤解や偏見に基づく差別につながるような言動を行わないようお願いします。

下線部については、適用再延長に伴い8月27日の内容から変更があった部分です。